

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	みやき町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.miyaki.lg.jp/tyousei/_1019/_2594/_2595/_2597.html

執行機関名 みやき町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)による助成金に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みやき町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月17日条例第26号)別表第1第7の項 みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)による助成金に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第1条	みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)に定める児童の保護者等に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)第4条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年3月1日条例第69号)第4条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当関係情報